



2014年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人  
資産相談業務

実施日◆2014年5月25日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は5月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月30日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて，解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。  
なお，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（57歳）は、妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在までX社に勤務している。X社は満60歳定年制を採用しているが、継続雇用制度を利用することにより、60歳以後も厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務することが可能である。

Aさんは、定年退職後もX社に勤務する予定であるが、X社の継続雇用制度を利用しない場合も含めて社会保険からの給付等について理解を深めたいと思っている。そこで、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和31年10月8日

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

20歳	22歳		60歳
国民年金 未加入 30月	厚生年金保険 450月		
	288月 平均標準報酬月額 340,000円	162月 平均標準報酬額 500,000円	
昭和51年10月	昭和54年4月	平成15年4月	平成28年10月

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和32年11月9日

高校卒業後から30歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが60歳でX社を定年退職し、その後再就職しない場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。年金額は平成25年10月時点の価額（物価スライド特例措置による金額）に基づくものとし、計算にあたっては、《設例》および下記の資料を利用すること。また、端数処理は、以下のとおりとすること。

- ・〔計算過程〕は、解答用紙の指示に従うこと
- ・年金額においては、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

資料

老齢厚生年金の年金額

下記，老齢厚生年金の計算式の ( ) + ( ) + ( )

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = ( + ) × 1.031 × 物価スライド率 ( 0.968 )

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 ×  $\frac{7.5}{1,000}$  × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 ×  $\frac{5.769}{1,000}$  × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

) 経過的加算額 = 1,676円 × 被保険者期間の月数 × 物価スライド率 ( 0.968 )

昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の  
厚生年金保険の被保険者期間の月数

- 778,500円 ×  $\frac{\text{加入可能年数} \times 12}{\text{加入可能年数} \times 12}$

) 加給年金額 = 389,200円 ( 要件を満たしている場合のみ加算すること )

《問2》 Mさんは、Aさんが定年退職後も継続雇用制度を利用してX社に勤務し、厚生年金保険からの老齢給付を受給する場合について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、原則として、特別支給の老齢厚生年金（以下、「年金」という）を（ ）から受給することができます。ただし、Aさんが（ ）以後もX社で厚生年金保険の被保険者として勤務している場合、年金は、（ ）と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超えると、年金額の一部または全部が支給停止となります。

また、Aさんが、年金と雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金とを同時に受けられる場合は、年金と雇用保険との調整が行われ、年金額の一部が支給停止となります。支給停止される年金額（月額）は、最高で標準報酬月額（ ）相当額です」

語句群

イ．61歳	ロ．62歳	ハ．63歳	ニ．標準報酬	ホ．総報酬月額相当額
ヘ．6%	ト．7%	チ．8%		

《問3》 Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが、継続雇用制度を利用せずにX社を退職した後に、雇用保険の基本手当を受給する場合、基本手当の所定給付日数は120日です」

「Aさんが、継続雇用制度を利用せずにX社を退職した後に、健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、その手続は、原則として退職日の翌日から20日以内に行う必要があります」

「Aさんが継続雇用制度を利用して65歳までX社に勤務した場合、妻Bさんは、Aさんが65歳でX社を退職するまで国民年金の第3号被保険者となります」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（60歳）は，平成25年12月末にこれまで勤務していた会社を退職し，退職金を受け取った。証券会社の担当者からは，この退職金の運用先として下記のX投資信託およびY投資信託を提案されている。また，「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（以下，当該非課税措置は『NISA』，当該非課税口座は『NISA口座』という）」についても，その活用を勧められている。Aさんは投資信託やNISAの仕組み等について詳しく知りたいと考えている。

そこで，Aさんは，ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料

	X投資信託	Y投資信託
商品分類	追加型 / 内外 / 株式	追加型 / 海外 / 株式
信託期間	無期限	無期限
基準価額	10,000円(1万口当たり)	11,200円(1万口当たり)
購入時手数料	購入価額の3.24%(税込)	購入価額の3.24%(税込)
信託財産留保額	解約価額の0.2%	解約価額の0.3%
過去3年間の収益率の平均値(リターン)	9%	15%
過去3年間の収益率の標準偏差(リスク)	2%	5%

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 MさんはAさんに対し、X投資信託とY投資信託のパフォーマンス評価について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「投資信託の運用パフォーマンスについては、シャープ・レシオを尺度として評価する方法があります。シャープ・レシオを求める際に利用する超過収益率は、収益率の平均値から( )を差し引くことによって求められます。

仮に、( )を1%として、X投資信託とY投資信託の過去3年間の運用パフォーマンスをシャープ・レシオで比較した場合、X投資信託のシャープ・レシオは( )となり、Y投資信託のシャープ・レシオは( )となります。したがって、過去3年間の運用パフォーマンスをシャープ・レシオで比較した場合は、( )のほうが評価が高いということが出来ます」

語句群

イ．無リスク資産利子率	ロ．期待収益率	ハ．標準偏差	ニ．2.8		
ホ．3.0	ヘ．3.2	ト．4.0	チ．4.5	リ．5.0	ヌ．X投資信託
ル．Y投資信託					

《問5》 Aさんが、特定口座を利用して《設例》の条件でX投資信託を500万口購入し、その後、基準価額10,500円(1万口当たり)で、すべて換金した場合の譲渡所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、Aさんは、これ以外にX投資信託を含む株式等の取引はしておらず、X投資信託から元本払戻金(特別分配金)は受け取っていないものとする。また、《設例》に挙げられているもの以外の費用等は考慮しないものとする。

《問6》 NISA口座についてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「平成26年中にNISA口座を利用して50万円を投資した場合、平成27年には新たに150万円までの上場株式等をNISA口座に受け入れることができます」

「公社債投資信託はNISA口座に受け入れることができますが、公社債はNISA口座に受け入れることはできません」

「NISA口座で生じた譲渡損失は、特定口座や一般口座内で生じた上場株式等の配当等や譲渡益と損益を通算することはできません」



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

会員のAさん（51歳）は、妻Bさん（50歳）と子Cさん（20歳）との3人家族である。妻Bさんは自宅近くのスーパーでパートをしており、子Cさんは大学生である。

Aさんは、勤務先における年末調整の結果、下記の平成25年分の「給与所得の源泉徴収票」を受け取った。

また、Aさんは、株式を所有する非上場企業Y社から株式に係る配当金を毎年1回9月に受け取っており、平成25年についても配当金25万円（源泉徴収前）を9月に受け取っている。なお、Y社株式を取得するための負債利子はない。

「給与所得の源泉徴収票」において、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	東京都千代田区 × × × ×										氏 名	A													
													(受給者番号)													
													(フリガナ)													
										(役職名)																
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額																			
給料・賞与	7,200,000				2,662,000		167,700																			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額														
有無	円	人		人		円		円		円		円														
*		1				1,172,000																				
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額				国民年金保険料等の金額				介護医療保険料の金額																		
居住開始年月日				配偶者の合計所得				新個人年金保険料の金額																		
妻：B 子：C				新生命保険料の金額				旧個人年金保険料の金額																		
				旧生命保険料の金額				旧長期損害保険料の金額																		
				120,000				120,000																		
扶養親族	16歳未満	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	特別	その他	寡	婦	特別	寡	勤	中途就・退職	受給者生年月日										
人															就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
																					*			38	1	17
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区																								
	氏名又は名称	X 株式会社										(電話) ( )														

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成25年分の「給与所得の源泉徴収票」から推定される次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんの平成25年分の所得税の年末調整の際に控除された生命保険料控除額は、8万円である。

Aさんの平成25年分の所得税の年末調整の際に控除された扶養控除額は、63万円である。妻Bさんの平成25年中の収入がパートによる給与のみであった場合、その給与収入の金額は103万円以下である。

資料 所得税における生命保険料控除額

旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

年間支払保険料		控除額
2万5,000円以下		支払保険料
2万5,000円超	5万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 1万2,500円
5万円超	10万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 2万5,000円
10万円超		5万円

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額

年間支払保険料		控除額
2万円以下		支払保険料
2万円超	4万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 1万円
4万円超	8万円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 2万円
8万円超		4万円

《問8》 Aさんの平成25年分の確定申告に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

非上場のY社株式に係る配当所得は、( )の対象となる。この配当金については、その受取時に所得税が源泉徴収されているが、この源泉徴収された所得税額は、確定申告により精算されることになる。非上場株式の配当金で、1回の支払金額が( )に配当計算期間の月数を乗じて、これを12で除して計算した金額以下である場合は、当該配当金については少額配当として申告を不要とすることができるが、Aさんが受け取った配当金の額はこの金額を超えており、さらに給与所得および退職所得以外の所得金額が所定の金額を超えるため、Aさんはこの配当金について確定申告を行う必要がある。

また、Aさんが確定申告をした後、計算の誤りなどにより、正当な税額よりも多く納付していたことが判明した場合は、原則として法定申告期限から( )以内に限り、その分の還付を受けるために更正の請求をすることができる。

語句群

イ．申告分離課税	ロ．源泉分離課税	ハ．総合課税	ニ．10万円
ホ．15万円	ヘ．20万円	ト．1年	チ．3年
			リ．5年

《問9》 Aさんの平成25年分の所得税の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄～に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 総所得金額	( ) 円
給与所得の金額：           円	
配当所得の金額：250,000円	
(b) 所得控除の額の合計額	2,662,000円
(c) 課税総所得金額(1,000円未満切捨て)	( ) 円
(d) 算出税額(cに対する所得税額)	( ) 円
(e) 税額控除(配当控除)	( ) 円
(f) 差引所得税額(基準所得税額)(d - e)	〇 円
(g) 復興特別所得税額	〇 円
(h) 所得税および復興特別所得税額	〇 円
(i) 源泉徴収税額	〇 円
(j) 申告納税額または還付税額	〇 円

資料 配当控除の計算式

<p>課税総所得金額等が1,000万円以下の場合</p> <p>配当控除額 = 配当所得の金額 × 10%</p> <p>課税総所得金額等が1,000万円超の場合</p> <p>配当控除額 = <math>\left( \begin{array}{l} 1,000\text{万円超の部分の金額} \\ \text{に含まれる配当所得の金額} \end{array} \right) \times 5\% + \text{その他の配当所得} \times 10\%</math></p>
---

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超   万円以下	
180	収入金額 × 40% <small>(65万円に満たない場合は、65万円)</small>
180 ~   360	収入金額 × 30% + 18万円
360 ~   660	収入金額 × 20% + 54万円
660 ~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000 ~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	245万円

所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超   万円以下	%	万円
195	5	
195 ~   330	10	9.75
330 ~   695	20	42.75
695 ~   900	23	63.6
900 ~ 1,800	33	153.6
1,800	40	279.6

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

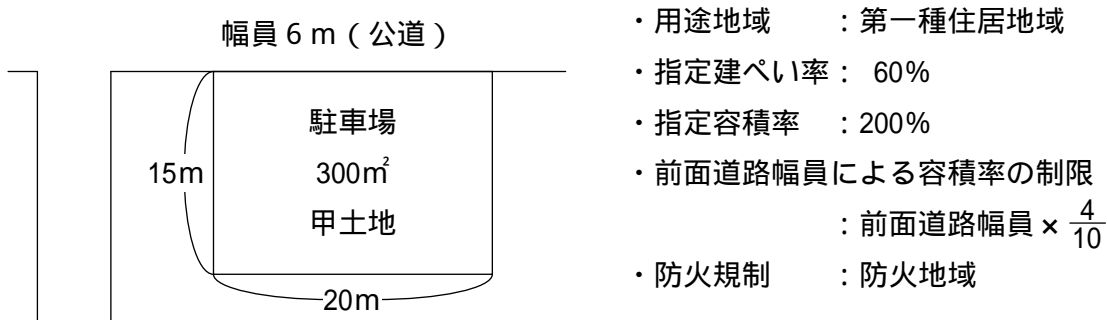
《設例》

Aさん（60歳）の母であるBさんは、平成26年4月に87歳で死亡した。遺産分割協議により、Aさんは、下図の甲土地の全部を取得することになった。甲土地は現在、駐車場として利用されており、登記記録上の所有者はBさんとなっている。

甲土地の駐車場としての収益性は低く、Aさんは、甲土地上に賃貸アパートを建築することを検討している。

甲土地に関する資料は、以下のとおりである。

甲土地に関する資料



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産登記に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは甲土地を母Bさんからの相続により取得しており、Aさんはこの取得について甲土地の所有権の（ ）を行うことができる。所有権の（ ）の申請は原則として登記権利者と登記義務者が共同して行うことになっているが、相続による場合については登記権利者が単独で行うことができる。甲土地の取得についてAさんが所有権の（ ）の申請を行った場合、当該登記により登記名義人となるAさんに（ ）が交付される。

また、Aさんが甲土地に賃貸アパートを新築した場合、Aさんはその所有権を取得した日から（ ）以内に表題登記を申請しなければならない。

語句群

イ．保存登記    ロ．設定登記    ハ．移転登記    ニ．登記済証  
ホ．登記識別情報通知    ヘ．1カ月    ト．3カ月    チ．6カ月

《問11》 Aさんが甲土地上に賃貸アパートを建築した場合の課税関係に関する次の記述 ~  
について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。な  
お、建築する賃貸アパートは認定長期優良住宅には該当しないものとする。

「不動産取得税の課税標準の特例」の適用を受けた場合、賃貸アパートの独立的に区画  
された1室ごとの価格(固定資産税評価額)から最高1,200万円を控除した額を不動産取  
得税の課税標準とすることができる。

賃貸アパートについて新築後1年以内に所有権の保存登記を受けた場合、この登記に係  
る登録免許税の税率は、「住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減」の適用を受ける  
ことにより、0.4%から0.15%に軽減される。

「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」は、その住宅用地の所有者の居住用  
住宅の敷地が適用対象となるため、賃貸アパートの敷地には適用されない。

《問12》 Aさんが甲土地上に耐火建築物を建築する場合の、建築基準法上の 最大建築面積と  
最大延べ面積をそれぞれ求めなさい(計算過程の記載は不要)。

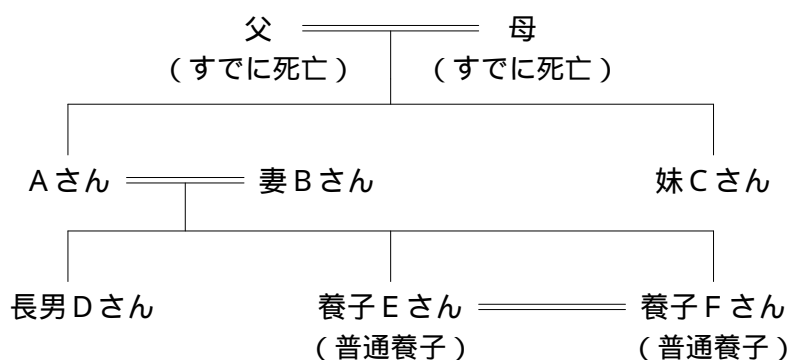
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（75歳）は、自分の死後に親族が遺産を巡って争うことのないように、遺言書の作成を検討している。Aさん夫婦は、Eさん（45歳）およびその妻Fさん（43歳）とそれぞれ5年前に養子縁組を行っている。また、Aさんは病弱な妹Cさん（68歳）の生活を心配しており、金融資産の一部を遺贈したいと考えている。

Aさんの親族関係図およびAさんの主な財産の状況は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

預貯金 : 1億5,000万円

有価証券 : 5,000万円

自宅の敷地（240㎡） : 1億5,000万円

（上記の評価額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである）

自宅の家屋 : 1,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 の  
イ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

民法上の遺言には普通方式と特別方式があり、普通方式には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言がある。

自筆証書遺言は、遺言者が全文、日付および氏名を自書し押印して作成される遺言である。この方式による遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の相続の開始を知った後、遅滞なくその遺言書を（ ）に提出してその検認を請求しなければならない。

公正証書遺言は、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がそれを筆記して作成される遺言であり、作成にあたっては証人（ ）以上の立会いが必要である。この方式による遺言書については検認の手続は不要である。

また、遺言者が遺言を作成した後、遺言の対象となった財産の一部を譲渡するなど生前処分し、遺言の内容と抵触した場合、遺言の（ ）を撤回したものとみなされる。

語句群

イ．公証人役場    ロ．法務局    八．家庭裁判所    二．1人    ホ．2人  
ヘ．3人    ト．すべて    チ．抵触する部分



《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが妹Cさんを受遺者とする公正証書遺言を作成する場合、推定相続人ではない妹Cさんは証人となることができる。

仮に、遺留分算定の基礎となる財産の価額を3億6,000万円とした場合、長男Dさんの遺留分は4,500万円である。

Aさんが自身の相続についてファイナンシャル・プランナー(以下、「FP」という)に相談した場合、相談を受けたFPは、職業倫理上、Aさんの個人情報について守秘義務を厳守することが求められる。

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点(平成26年5月25日)で発生した場合について、Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんの課税遺産総額は1億6,000万円として計算すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	( )万円
課税遺産総額	1億6,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	( )万円
長男Dさん	( )万円
⋮	⋮
相続税の総額	( )万円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円